

## 福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金 交付決定通知書

福環総第 号

所在地 .....

名称 .....

代表者 .....

年 月 日付けで申請のあった福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金については、次のとおり交付の決定をします。

年 月 日

福山市長 枝 広 直 幹

補助対象設備設置場所

福山市

補助対象設備及び補助金交付予定額

- |                                  |   |                                  |
|----------------------------------|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 | 円                                       |                                  |
| <input type="checkbox"/> 蓄電池     | 円                                       |                                  |
| <input type="checkbox"/> 省エネ設備   | 円                                       |                                  |
| <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 | <input type="checkbox"/> 高機能換気設備        | <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 |
| <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 | <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム |                                  |

(条件)

- 1 この補助金は、福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入事業費以外に使用してはならない。
- 2 補助対象設備を設置する上で、法令に基づく手続きが必要な場合は、適切に対応すること。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出ること。
  - ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。
  - イ 補助対象事業を中止しようとするとき。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 5 補助事業の実施実績を、福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条に定める期日までに、「福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等事業実績報告書」（様式第13号）により、市長に届け出ること。
- 6 その他福山市補助金交付規則及び要綱に定める規定を遵守すること。
- 7 市長は、本通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付予定額もしくは交付額を変更することができる。
  - ア 要綱第11条第1項に定める事由のいずれかに該当する場合
  - イ 福山市補助金交付規則及び要綱に定める規定に違反した場合又は期日までに実績報告の届出がなかった場合